

令和 8 年 9 月 1 0 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和 8 年 7 月 9 日付け（同月 1 0 月受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書に記載のとおり主張しているところ、同年 1 月 3 0 日付け（同年 2 月 2 日受付）司法行政文書開示請求書で開示を求める司法行政文書のうち、①に記載のものについて改めて開示等の判断を行うことが相当であり、他方、②に記載のものについて当該判断は結論において相当であるとする。

記

1 開示申出の内容

以下の文書の最新版

- ① 人事情報データベースの操作マニュアル（裁判官に関する部分に限る。）
- ② 人事情報データベースを使った、人事施策検討のためのマクロ分析の内容が書いてある文書（裁判官に関するものに限る。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1 の開示申出に対し、同年 4 月 3 0 日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1)ア 最高裁判所において、本件開示申出書記載の①に係る文書（以下「開示申出文書①」という。）として、当初、「人事情報データベース」との名称のシステムについての操作マニュアル（裁判官に関する部分に限る。）と整理

【機密性 2】

した上で、探索したところ、そのような文書は存在しなかった。

もっとも、今般提出された苦情の申出書によれば、申出人は、裁判官に関する現在及び過去の人事関係の履歴等を一元的に管理するデータベースの操作マニュアルの開示も求めていることがうかがえるため、そのような文書も開示申出文書①の対象文書に含まれるものと整理の上、改めて文書を探索した。

その結果、「裁判官カードシステム操作マニュアル 第4. 1版 令和8年4月15日」及び「裁判官カードシステム操作マニュアル（高地家裁人事担当者用 第3. 0版 令和4年3月31日」（以下、これらを併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定した。

イ 最高裁判所において、本件開示申出書記載の②に係る文書（以下「開示申出文書②」という。）として、当初、「人事情報データベース」との名称のシステムを使った、人事施策検討のためのマクロ分析の内容が書いてある文書（裁判官に関するものに限る。）と整理した上で、探索したところ、そのような文書は存在しなかった。

なお、今般提出された苦情の申出書によれば、申出人は、裁判官に関する現在及び過去の人事関係の履歴等を一元的に管理するデータベースを使った、人事施策検討のためのマクロ分析の内容が書いてある文書（裁判官に関するものに限る。）の開示も求めていることがうかがえるため、そのような文書も開示申出文書②の対象文書に含まれるものと整理したが、苦情の申出書で引用している最高裁判所の令和8年度概算要求書（説明資料）中の「人事施策検討のためのマクロ分析」という記載を前提とした場合、抽象的な記載に止まり、多種多様な文書を広く対象とせざるを得ないものであることから、具体的にどのような内容の文書が該当するのか特定することが困難であり、その他、探索の手がかりとなるような事情は記載されていない。

したがって、開示申出文書②につき、開示を求める司法行政文書を特定す

ることはできない。

- (2) 苦情申出人は、最高裁判所の令和 8 年度概算要求書（説明資料）中の記載から、本件対象文書は存在するといえる旨主張する。

この点、開示申出文書①の対象文書を新たに特定したことについては(1)アのとおりである。他方で、開示申出文書②を特定するに至らなかったことについては、(1)イのとおりである。

- (3) よって、開示申出文書①については、本件対象文書を開示することが相当であり、開示申出文書②については、原判断は結論において相当である。